

## 第6章 障害福祉サービスの実施目標(障害福祉計画)

### 1 基本的な考え方(障害福祉計画が目指すもの)

障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、障害福祉計画が目指す理念は以下の3項目です。

#### 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

#### 実施主体の統一と3障害の制度の「一元化」

障害福祉サービスに関する実施主体を、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれた制度を「一元化」することにより、サービスの充実を図ります。

#### 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。



## 2 障害福祉サービスの基盤整備に関する基本的な視点

障害福祉サービスの基盤整備にあたっては、以下の基本的な視点に基づいて、平成 23 年度の目標値を設定し、その達成に向けた障害福祉サービスの必要量を的確に見込み、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を行うこととします。

### 希望する障害者に必要なサービスを保障

精神障害者等に対する訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを保障するとともに、小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害者等に日中活動系サービスを保障します。

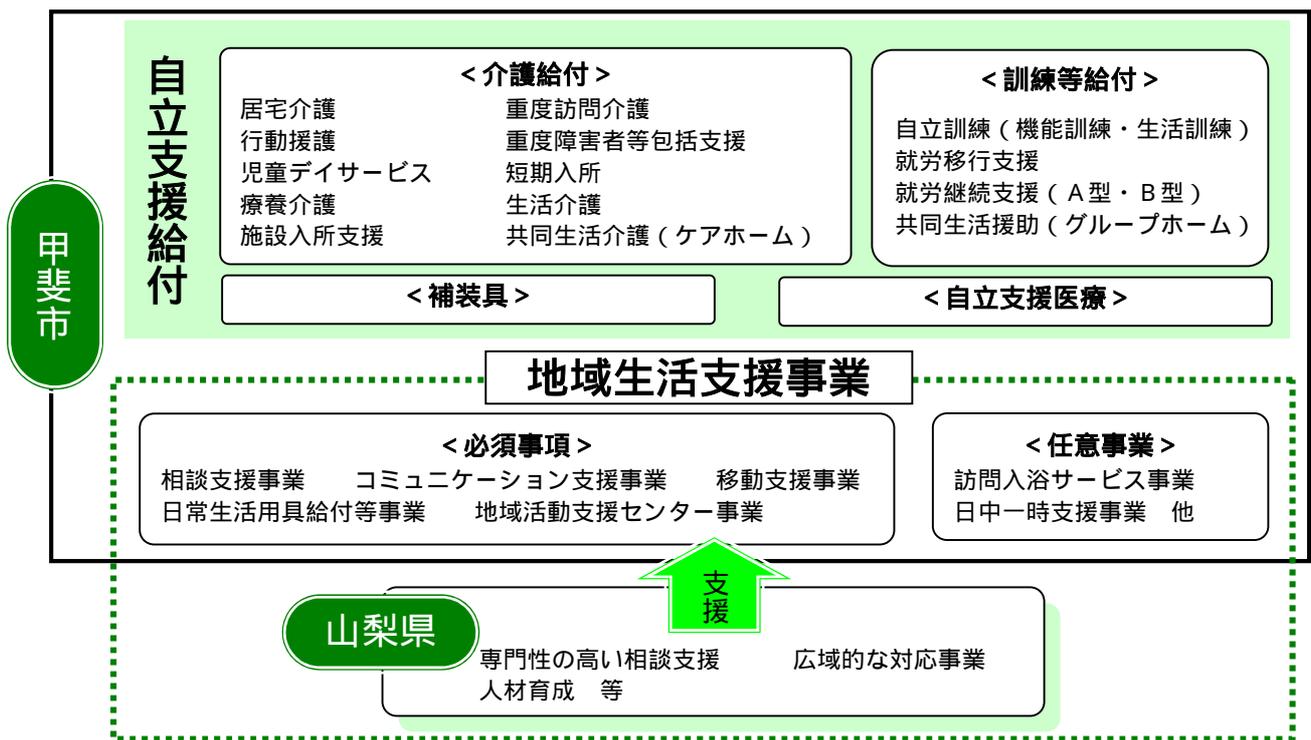
### グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設の入所・病院の入院から地域生活への移行を進めます。

### 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

### < 総合的な自立支援システムの構築 >



### 3 平成23年度の目標値

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労への支援といった新たな課題に対応する必要があります。本計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むにあたり、まずはこれらの課題に関し、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、以下に掲げる3項目について、それぞれ数値目標を設定します。

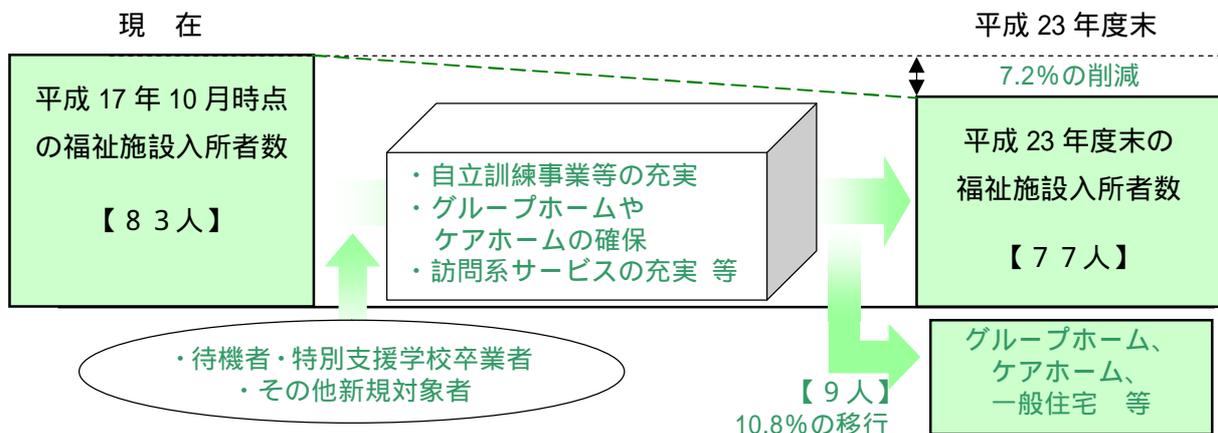
#### (1) 入所施設の入所者の地域生活移行者数

地域生活への移行を進める観点から、平成17年度において福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用して、グループホーム(GH)やケアホーム(CH)、一般住宅等に移行する障害のある人の見込み、その上で、平成23年度末における地域生活に移行する障害のある人の数値目標を設定します。

国の指針では、“平成17年10月時点の入所者数の7%以上の削減(地域生活移行者は10%以上)”を基本目標としています。本市においては、平成17年10月の入所者は83人となっていますので、入所者削減目標数は6人、地域生活移行者数は9人とします。

項目	数値	考え方
現入所者数(A)	83人	平成17年10月1日の数
平成23年度入所者数(B)	77人	平成23年度末時点の利用人員の見込み
【目標値】 削減見込(A-B)	6人 (削減率: 7.2%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行数	9人 (移行率: 10.8%)	平成23年度末までに施設から地域移行する者の数(累計)

【入所施設入所者の地域生活移行者数の目標数値イメージ】



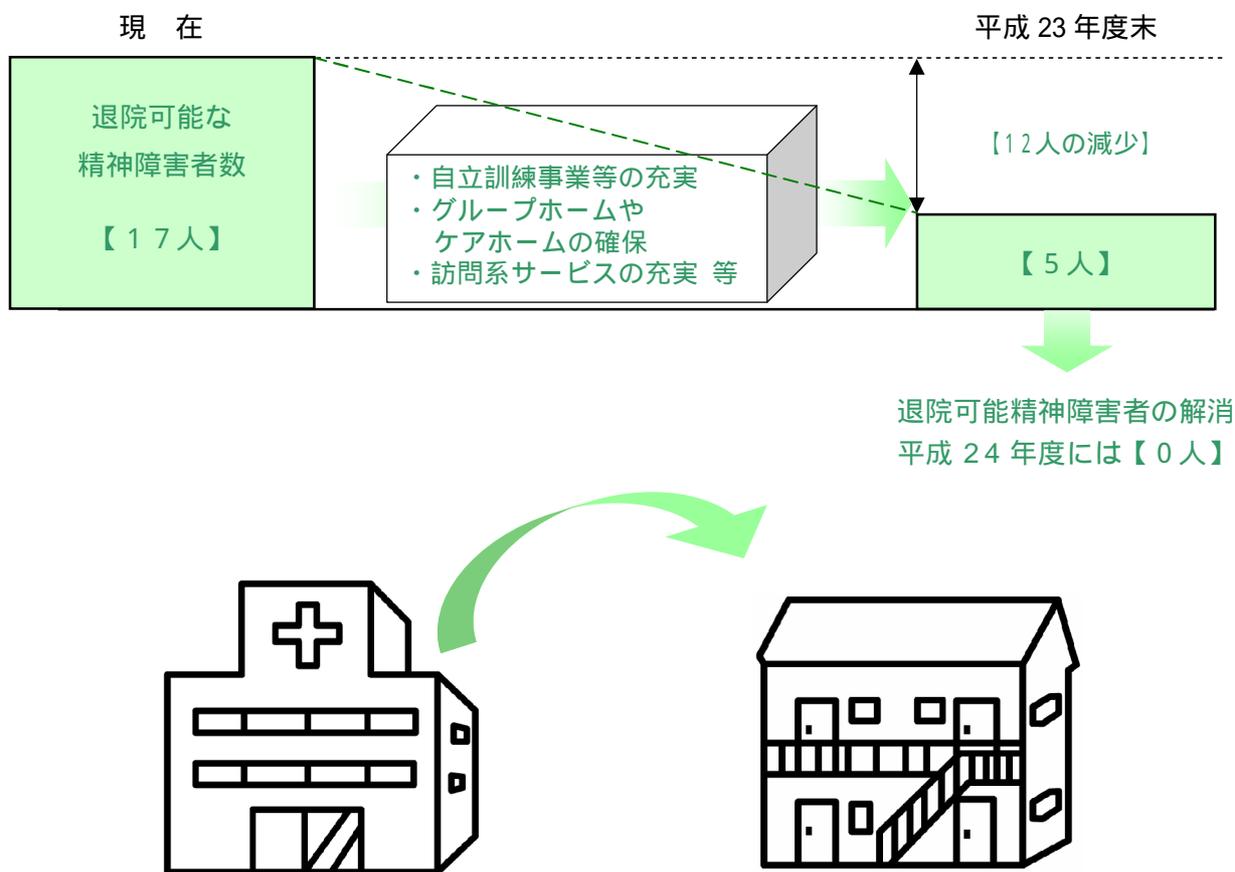
( 2 ) 入院中の精神障害者の地域生活移行者数

平成 24 年度までに、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者(以下「退院可能精神障害者」)が全員退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込んで、平成 23 年度末までの退院可能精神障害者の減少目標値を設定します。

厚生労働省による平成 14 年の全国患者調査結果によれば、山梨県には 300 人の“社会的入院患者”がいるとされており、その人数を精神保健福祉手帳所持率(5.6%)で人口按分した本市の退院可能精神障害者は 17 人と見込まれます。平成 24 年度までに、これらの退院可能精神障害者全員の地域移行を進めていくことを目指します。このうち、目標年度である平成 23 年度末までの減少数は 12 人を目指します。

項目	数 値	考 え 方
現 在	17 人	現在の退院可能精神障害者数
【 目 標 値 】 減 少 数	12 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

【入院中の精神障害者の地域生活移行者数の目標数値 イメージ】



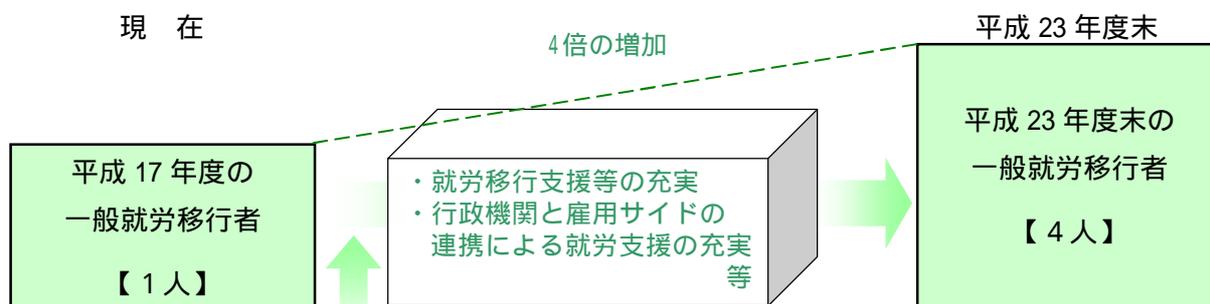
(3) 福祉施設利用から一般就労への移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する障害者の数値目標を設定します。

国・県の指針に従い、平成17年度の移行者実績の4倍以上を目指しています。本市においては、平成17年度の実績は1名となっています。就労移行支援等の活用により、平成23年度において3人の福祉施設利用者が一般就労に移行できることを目指します。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成23年度の年間一般就労移行者数	4人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

【福祉施設利用から一般就労への移行者数の目標数値イメージ】



- ・福祉施設利用者
- ・その他就労移行支援等の利用者



## 4 障害福祉サービス等の見込み量と確保のための方策

### (1) 訪問系サービス

#### 【訪問系サービスの内容】

##### 居宅介護

従来のホームヘルプサービスで、障害のある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯、掃除等の家事援助を行います。

##### 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

##### 行動援護

知的や精神の障害により、行動が著しく困難であるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中における介護を行います。

##### 重度障害者等包括支援

障害程度が重く意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

#### 【訪問系サービス量の見込み方】

平成 17 年 10 月の移動介護以外のホームヘルプサービス利用者をベースとし、近年の平均伸び率、退院可能な精神障害者を含む新たなサービス利用者の見込数等を勘案して、月平均の利用見込み者数を算出しています。月平均の利用者見込み者数に、1 人当たりの月平均利用時間を乗じた総利用時間数を算出しています。

#### 【訪問系サービスの見込み量】(月あたり)

		18 年度	19 年度	20 年度	23 年度
訪問系	居宅介護	1,224 時間分	1,260 時間分	1,296 時間分	1,404 時間分
	重度訪問介護				
	行動援護				
	重度障害者等包括支援				

## 【訪問系サービス見込量確保のための方策】

広報誌等により自立支援法に基づく障害福祉サービスの新体系について周知を図るとともに、社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障害者や重度障害者に対するサービス実施主体は現状少ないため、介護保険サービスのみの提供事業所の障害福祉分野への参入促進を積極的に働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。

同時に、精神障害者本人及び当事者団体、医療機関や福祉施設等に対して、訪問系サービス内容や事業所に関する情報提供を充実し、精神障害者のサービスの利用促進に努めます。

就業していないホームヘルパー資格等を持つ人や、地域の潜在的な人材を発掘し、サービス提供のための人材確保の支援に努めます。

ホームヘルパーに対する講座・講習等への受講を勧奨し、より質の高いサービスが提供できるように働きかけます。

困難事例への対応等を支援するため、ホームヘルパーや事業者が相互に情報交換できるネットワークづくりを進めます。

障害別に設置する相談支援センターの活用を促進し、サービス利用の希望者へ障害の程度に応じた必要な訪問系サービス提供を図ります。



## (2) 日中活動系サービス

### 【日中活動系サービスの内容】

#### 生活介護

常時介護が必要な障害のある人に、主として昼間、施設や事業所で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作・生産活動の機会を提供します。

#### 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能または生活能力の向上のため必要な訓練を行います。

#### 就労移行支援

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

#### 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な障害のある人に就労の機会の提供や知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を行います。雇用契約に基づき、就労や生産活動の機会を提供するサービスがA型で、雇用契約は締結せずに就労や生産活動の機会を提供するサービスがB型です。

#### 療養介護

医療機関で機能訓練や療養に関わる介護、日常生活の世話をを行います。

#### 児童デイサービス

療育指導が必要を判断された児童を対象に、日常生活における基本的な動作を取得し、集団生活に適応できるよう、当該児童の身体及び精神の状況や環境に応じて適切な訓練を行います。

#### 短期入所

居家で介護する人が病気等の理由で、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、夜間も含め施設での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 【日中活動系サービス量の見込み方】

生活介護 ～ 就労継続支援（A型・B型）については、平成17年10月の法定施設利用者数をベースに、本市の利用者がいる事業所の新体系への移行状況を踏まえ、月当たりの22日を乗じて見込み量を算定しています。

療養介護については、重症心身障害児施設入所者と進行性筋萎縮症者療養等給付者が、対象者となりますが、新体系への具体的な移行年度を示していないため、数値としては見込んでいません。

児童デイサービスと 短期入所については、平成17年10月の利用者をベースとし、近年の平均伸び率、退院可能な精神障害者を含む新たなサービス利用者の見込数等を勘案して、月平均の利用見込み者数を算出しています。月平均の利用者見込み者数に、1人当たりの月平均利用時間・日数を乗じた総利用時間・日数を算出しています。

【日中活動系サービスの見込み量】(月あたり)

		18年度	19年度	20年度	23年度
日中活動系	生活介護	220 人日分	374 人日分	396 人日分	1,584 人日分
	自立訓練（機能訓練）	0 人日分	0 人日分	0 人日分	132 人日分
	自立訓練（生活訓練）	22 人日分	44 人日分	176 人日分	506 人日分
	就労移行支援	0 人日分	22 人日分	88 人日分	308 人日分
	就労継続支援（A型）	0 人日分	0 人日分	66 人日分	66 人日分
	就労継続支援（B型）	22 人日分	66 人日分	154 人日分	594 人日分
	療養介護	0 人分	0 人分	0 人分	0 人分
	児童デイサービス	72 人日分	72 人日分	72 人日分	72 人日分
	短期入所	165 人日分	170 人日分	175 人日分	190 人日分

【日中活動系サービス見込量確保のための方策】

広報誌等により自立支援法に基づく障害福祉サービスの新体系について周知を図るとともに、社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携を図り、多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。

それぞれの施設の利用者のニーズや施設が今まで培ってきた活動の状況を把握し、それらを踏まえながら、新たなサービス体系にできるだけ早期に移行するよう、対象となる施設・事業所に働きかけます。

退院可能精神障害者の相談支援センターの活用を促進し、精神障害者の地域移行及び就労移行を図ります。

利用者のニーズを把握してサービス量の充実を図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。

今後の基盤整備については、新規施設の整備だけでなく、既存施設の増床や空き施設の利用など社会資源を活用した整備を検討します。

日中活動系サービスの一部は、利用期限が定められているものもあるため、途切れることなく他のサービスによる支援ができるような体制の構築に努めます。

理学療法士・作業療法士、ジョブコーチ等の日中活動系サービスに係る人材の育成に努めます。

県、障害者職業センター、ハローワーク、特別支援学校、就労移行支援事業者、企業など、就労関係団体・機関との連携を強化し、就労支援ネットワークの構築に努めます。

就労移行支援の利用者の働く場の創出のため、民間企業に対して、法定雇用率や障害者雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置などの継続的な周知を実践します。

就労移行支援の利用者の働く場の創出のため、市における障害者雇用率の遵守と障害者の計画的な雇用に努めます。

### (3) 居住系サービス

#### 【居住系サービスの内容】

共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、共同生活を営むのに、支障のない程度の障害のある人に、主に夜間において、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）は、介護を要する障害のある人に、主として夜間において、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

施設入所支援

施設に入所する障害のある人に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。

#### 【居住系サービス量の見込み方】

平成 17 年 10 月の利用者を基礎に、平成 23 年度の地域生活への移行者の目標値が達成できるように、本市の利用者がいる施設の新体系への移行状況を踏まえ見込み量を算定しています

#### 【居住系サービスの見込み量】（月あたり）

		18 年度	19 年度	20 年度	23 年度
居住系	共同生活援助	16 人分	16 人分	16 人分	20 人分
	共同生活介護				
	施設入所支援	0 人分	4 人分	6 人分	77 人分

#### 【居住系サービス見込量確保のための方策】

居住系サービスの施設整備は、県及び圏域の市町村と協議しながら推進・調整していきます。

施設職員の資質のさらなる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。

市内あるいは近隣市町で活動する N P O 法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、市内におけるグループホーム・ケアホームの設置を呼びかけていきます。

精神障害のある人のグループホームについて、医療機関や社会復帰施設等を運営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。

入所者の決定には、入所待機者のうちで、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障害のある人の受け入れを優先していきます。

圏域内の市町村や利用者等の協議のもと、施設処遇の改善に努め、人権尊重を基本とした生活の向上を図ります。

【指定相談支援（サービス利用計画の作成）の内容】

自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難とされる人（入院患者の退院者・福祉施設からの退所者など）を対象に、障害福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス利用計画の作成を支援します。

【指定相談支援（サービス利用計画の作成）の見込み方】

日中活動系サービス利用者や地域生活移行者のうち、訪問系サービスや地域生活支援事業と併用利用が想定される人を見込んでいます。

【指定相談支援（サービス利用計画の作成）の見込み量】(月あたり)

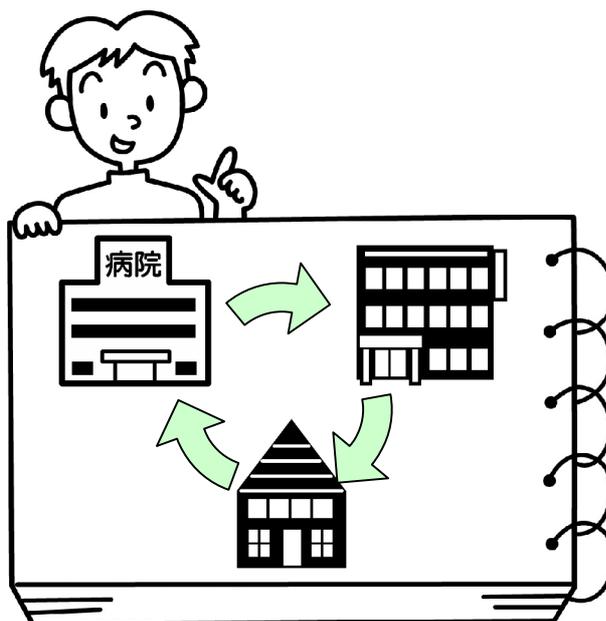
	18年度	19年度	20年度	23年度
指定相談支援 (サービス利用計画の作成)	5人分	7人分	8人分	17人分

【指定相談支援（サービス利用計画の作成）見込量確保のための方策】

障害のある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくり等、体制の充実を図ります。

障害種別に関わらず対応できる幅広い知識と、障害種別による専門性の高い知識の双方を備えた相談支援専門員の育成のため、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。

入院患者の退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、退院者・退所者を重点的に支援します。



## 5 地域生活支援事業の実施内容と見込み量

### (1) 地域生活支援事業の概要

#### 【目的】

障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

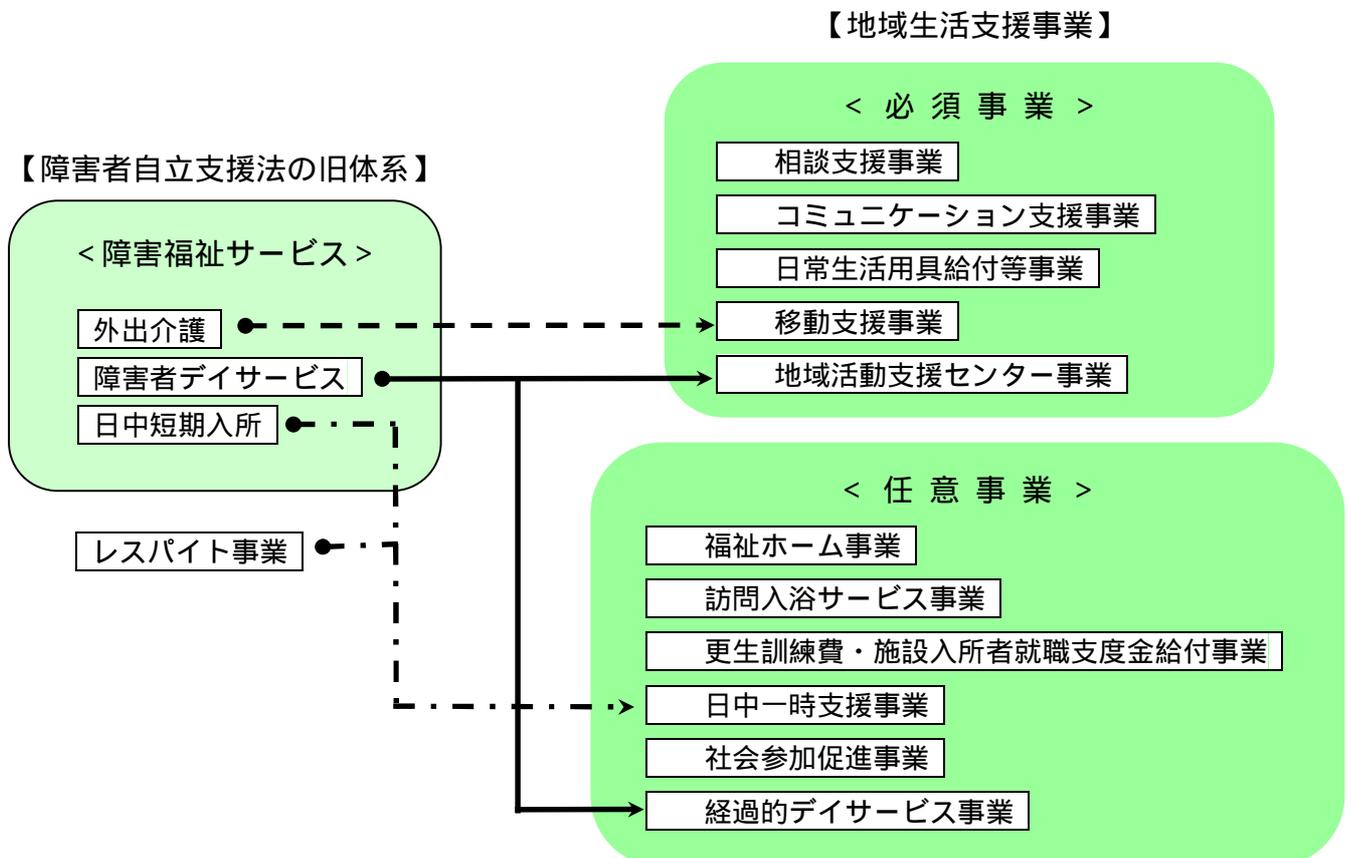
#### 【事業内容】

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができる任意事業とがあります。

#### 【費用負担】

地域生活支援事業の係る費用は、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担します。また、実施主体である市町村の判断で利用料（利用者の負担）を求めることができます。

本市で地域生活支援事業として、実施する事業は次のとおりです。



## (2) 必須事業

### 【相談支援事業の内容】

障害のある人等からの相談に応じて必要な情報の提言や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。また、相談支援事業を効果的に実施するため、3障害に対応した地域自立支援協議会を設置し、関係機関とのネットワーク化を進めていきます。

### 【相談支援事業の見込み量】

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者
相談支援事業	/		/		/		/	
障害者相談支援事業	3	/	5	/	5	/	5	/
地域自立支援協議会	0	/	1	/	1	/	1	/

### 【相談支援事業見込量確保のための方策】

地域で障害者を支えるネットワークの構築に向けて、関係機関・団体、事業者等で構成する「地域自立支援協議会」を早期に設置して、中立・公平な相談支援事業を実施し、地域関係機関との連携を強化します。

障害の種類に関わらず対応できる幅広い知識を備えた相談員や障害別による専門性の高い相談にも対応できる相談員の育成のため、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加を働きかけます。

地域の身近な相談員として期待される民生委員に、障害者理解のための研修等へ参加を促進します。

### 【コミュニケーション支援事業の内容】

聴覚、音声言語機能障害等のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等の意思疎通を円滑に図るために、手話通訳及び要約筆記者等を派遣します。また、原則として派遣費用は無料です。

### 【コミュニケーション支援事業の見込み量】(年間)

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者
コミュニケーション支援事業	/	75	/	165	/	180	/	210

### 【コミュニケーション支援事業見込量確保のための方策】

従来のサービス水準が低下しないよう、利用者のニーズの把握に努めます。

【日常生活用具給付等事業の内容】

重度障害者（児）に対し、障害の種類、程度に応じて、以下の日常生活用具の給付や貸与を行います。

- 介護訓練支援用具：身体介護を支援する用具
- 自立生活支援用具：入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具
- 在宅療養等支援用具：在宅療養等を支援する用具
- 情報・意思疎通支援用具：情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する事業
- 排泄管理支援用具：排泄管理を支援する用具
- 住宅生活動作補助用具：居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

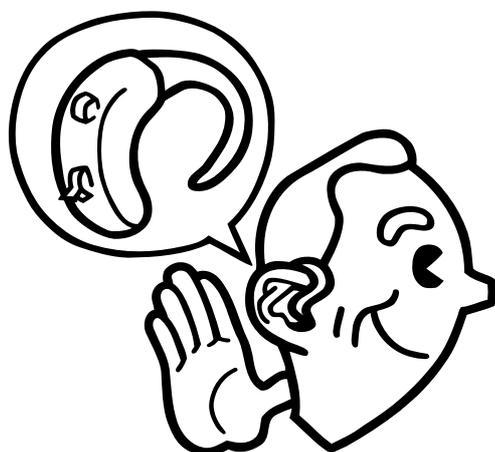
【日常生活用具給付等事業の見込み量】（年間）

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
	件数	件数	件数	件数
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	5	5	5	6
自立生活支援用具	5	5	5	6
在宅療養等支援用具	10	10	10	11
情報・意思疎通支援用具	4	4	5	5
排泄管理支援用具	216	222	228	245
住宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	3	3	3	4

【日常生活用具給付等事業見込量確保のための方策】

サービスを必要としている重度の障害のある人に、適切な用具が給付もしくは貸与できるよう、日常生活用具の情報提供の充実に努めるとともに、事業者に指導していきます。

事業者に対しても情報提供の充実を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。



**【移動支援事業の内容】**

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

**【移動支援事業の見込み量】(月あたり)**

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者
	延利用時間数		延利用時間数		延利用時間数		延利用時間数	
移動支援事業	8	18	10	20	13	24	16	29
	140		160		192		232	

**【移動支援事業見込量確保のための方策】**

障害のある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、移動支援事業の周知に努めます。

移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障害のある人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。

事業者に対して情報提供の充実を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

障害のある人が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。

**【地域活動支援センター事業の内容】**

通所により、創作活動、機能訓練、社会適応訓練及び入浴等のサービスの提供等の障害のある人の自立と社会参加を目的とした支援を行います。

**【地域活動支援センター事業の見込み量】(月あたり)**

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者
地域活動支援センター事業	/		/		/		/	
基礎的事業	2	19	2	22	2	25	2	35
機能強化事業	2	/	2	/	2	/	2	/

**【地域活動支援センター見込量確保のための方策】**

障害者の自立、社会参加を図るため、地域活動支援センターの利用促進を働きかけていきます。

### (3) 任意事業

#### 【福祉ホーム事業の内容】

家庭、住宅環境等の理由により、住居を必要としている人に、低額な料金で部屋等を提供し、日常生活に必要な便宜を提供します。

#### 【福祉ホーム事業の見込み量】

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者
福祉ホーム事業	0	0	1	4	1	4	2	6

#### 【福祉ホーム事業見込量確保のための方策】

地域生活移行の観点から、県や事業者の福祉ホーム設置・運営を支援します。

#### 【訪問入浴サービス事業の内容】

家庭における入浴又は他の事業による入浴サービスが困難な在宅の重度身体障害者に対して訪問入浴者を派遣し、定期的に入浴サービスを行います。

#### 【訪問入浴サービス事業の見込み量】

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者
訪問入浴サービス事業	2	1	2	2	2	2	2	4

#### 【訪問入浴サービス事業見込量確保のための方策】

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問入浴サービス事業を継続実施します。

事業者に対して情報提供の充実を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

**【更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業の内容】**

身体障害者更生援護施設・授産施設に入所している障害者の社会復帰の促進を図るために更生訓練費を支給します。

また、更生訓練を終了し、就職または自営により施設を退所することになった障害者に施設入所者就職支度金を給付します。

**【更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業の見込み量】**

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
	利用者	利用者	利用者	利用者
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	2	3	4	6
更生訓練費利用者	2	2	3	3
施設入所者就職支度金利用者	0	1	1	3

**【更生訓練費支給・施設入所者就職支度金給付事業見込量確保のための方策】**

更生訓練費については、障害福祉サービス事業所の就労移行支援事業、自立訓練事業への移行を支援します。

施設入所者就職支度金給付事業については、今後、雇用支援やハローワークとの連携により就労移行を積極的に進めるよう事業者に対して、働きかけます。

**【日中一時支援事業の内容】**

障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。

**【日中一時支援事業の見込み量】(月あたり)**

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者
日中一時支援事業	16	30	24	35	24	45	27	55

**【日中一時支援事業見込量確保のための方策】**

従来のサービス水準が低下しないよう、利用者のニーズの把握に努めます。

障害福祉サービス事業者等に対する情報提供の充実を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

【社会参加促進事業の内容】

社会参加促進事業として、自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業・障害者情報バリアフリー化支援事業を行います。

【社会参加促進事業の見込み量】

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
	利用者	利用者	利用者	利用者
社会参加促進事業	4	5	7	10
自動車運転免許取得費	2	2	3	4
自動車改造費助成事業	2	2	3	4
障害者情報バリアフリー化支援事業	0	1	1	2

【社会参加促進事業見込量確保のための方策】

障害のある人の社会参加を促進するため、本事業を継続実施します。

利用者に対し、広報などによる周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。

【経過的デイサービス事業の内容】

平成 18 年 9 月末日現在障害者デイサービスを実施している事業所が平成 18 年 10 月に地域活動支援センター等への移行が困難な場合であっても、その機能の有効な活用を図る観点から、平成 19 年 3 月末日を期限として実施します。

【経過的デイサービス事業の見込み量】

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
	利用者	利用者	利用者	利用者
経過的デイサービス事業	1 : 2	- : -	- : -	- : -

\* この事業は平成 18 年度末をもって、終了になります。